

□ いしがき持続化応援補助金

要件 創意工夫を凝らした販路開拓及び感染防止対策の取り組みに対し、30万円を上限に補助金（8/10）を活用できます！（補助金活用例：◆ホームページ作成、◆アクリル板の購入・・・など）

- ・ 沖縄県の感染拡大防止対策協力金の対象店舗は対象外です。
- ・ 予算の上限に達し次第締め切りとなります。詳細は、ホームページをご確認ください。

窓口 いしがき持続化応援補助金事務局 石垣市商工会 ☎ 0980-82-2672



□ 両立支援等助成金 育児休業等支援コース（感染症対応特例）

要件 新型コロナへの対応として、**臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業者**
助成額 1人あたり5万円 1事業主につき10人まで（上限50万円）

- 小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が取得できる特別有給休暇制度（賃金が全額支払われるもの）について、労働協約または就業規則に規定していること。
- 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（次のいずれか）を社内に周知していること。
 - ・ テレワーク勤務
 - ・ 短時間勤務制度
 - ・ フレックスタイムの制度
 - ・ 始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げの制度（時差出勤の制度）
 - ・ ベビーシッター費用補助制度 等
- 労働者一人につき、特別有給休暇を4時間以上取得させたこと。
- 対象労働者について、特別有給休暇取得時または本助成金の申請日において雇用保険被保険者であること。

期限 令和3年4月1日～6月30日までに特別有給休暇を取得した分は令和3年8月31日まで。

窓口 沖縄労働局 雇用環境・均等室 ☎ 098-868-4403

□ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

要件 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。
申請方法は、オンライン申請と郵送申請があり、労働者の方から直接申請いただけます（事業主経由での申請も可能です）。

期限 令和3年5月～6月に休業した分は令和3年9月30日まで

窓口 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276
（受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15）

□ 中小法人・個人事業者のための月次支援金

要件 ①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます。

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
 - ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ※2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

窓口 お問い合わせ・相談窓口 0120-211-240
お問い合わせの前に、ホームページ『よくある質問』をご確認ください。